

南九州市告示第 131 号

地方税法第 20 条の 2 及び南九州市税条例第 18 条の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

令和 8 年 6 月 10 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 公示送達する書類

令和 7 年度 市県民税納税通知書

2 公示送達を受ける者の氏名及び住所

氏 名	住 所	備 考
新徳 重明	鹿児島県南九州市瀬娃町別府2935番地	市県民税 (随4期)
計1名		

3 書類の交付

公示送達する書類は、市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。